

第三十一次回国会 大蔵委員会議録 第六号

昭和三十四年二月五日(木曜日)

午前十一時三十五分開議

出席委員

委員長 早川 崇君

理事 綱島 正興君 理事 福田 一君

理事 芳野 秀男君 理事 石野 久男君

理事 佐藤 次郎君 理事 平岡 忠次郎君

荒木 萬壽夫君 内田 常雄君

奥村 又十郎君 鴨田 宗一君

夏堀 源三郎君 西村 英一君

古川 文吉君 毛利 松平君

山下 春江君 山本 勝市君

久保田 鶴松君 田万 廣文君

竹谷 源太郎君 廣瀬 勝邦君

松尾 トシ子君 山下 榮二君

山本 幸一君 横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 山中 貞則君

国税庁長官 北島 武雄君

委員外の出席者

大蔵事務官 吉国 二郎君

(主税局税制第二課長)

大蔵事務官 金子 一平君

(国税庁直税部長)

大蔵事務官 竹村 忠一君

(国税庁調査部長)

専門員 抜井 光三君

二月三日

物品税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一一七号)

は本委員会に付託された。

二月四日

所得税軽減に関する陳情書(石川

県議会議長長崎昇太郎)(第二〇二

号)

映画の入場税減免に関する陳情書

(高知市南与力町三四高知県興行環

境衛生同業組合長佃左次郎)(第二〇

五号)

貸金業及び質屋の金利引下げに関す

る陳情書(東京都北区上中里町一の

一四太田財政研究所長太田政記)(第

二〇八号)

積雪寒冷地帯における所得税の特別

控除に関する陳情書(岩手県町村

議会議長会長大内邦夫)(第二一〇

号)

国と地方の予算時期調整に関する陳

情書(岩手県町村議会議長会長大内

邦夫)(第二一六号)

石油ストーブの物品税軽減等に関す

る陳情書(東京都渋谷区中通二の五

日本燃焼器具協同組合理事長蟹井敏

松外三十一名)(第二一七号)

高級毛織物に対する物品税新設反対

に関する陳情書(東京都中央区日本

橋本町三の九日本羊毛紡績会長太田

威彦外五名)(第二一八号)

同外二件(名古屋市中区門前町五の

六五名古屋市織維小売商組合連合会

長渡辺義信外八名)(第二二七号)

同外一件(東京都中央区日本橋堀留

町一の六日本絹人絹織物商協会長丹

城留二郎外十二名)(第三一〇号)

保険代理店の整理に関する陳情書

(東京都北区上中里町一の一四太田

財政研究所長太田政記)(第二一九

号)

製塩業整理に伴う退職者の国家補償

に関する陳情書(広島県議会議長山

中直彦)(第二四一号)

棄たばこの災害補償に関する陳情書

(茨城県町村会長川村徳)(第二四二

号)

元多賀城海軍工廠敷地を旧土地所有

者に払下げ等に関する陳情書(宮城

県議会議長高橋文五郎)(第二八二

号)

揮発油消費税及び軽油引取税引上げ

反対に関する陳情書(大分市大字勢

家一一三七松岡能秀外八名)(第二八

八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六八号)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八二号)

災害被害者に対する租税の減免、徴

収猶予等に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出第四四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内

閣提出第六九号)

揮発油税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七五号)

地方道路税法の一部を改正する法律

案(内閣提出第七六号)

昭和三十三年産米穀についての所得

税の臨時特例に関する法律案(内閣

提出第四五号)

昭和三十三年分の所得税の確定申告

書の提出期限等の特例に関する法律

案(内閣提出第八八号(予))

早川委員長 これより會議を開きま

す。

内閣提出にかかわる所得税法の一部

を改正する法律案外七税法改正法律案

を一括して議題として、質疑に入りま

す。質疑の通告があります。これを許

します。奥村又十郎君。

○奥村委員 私は、冒頭質問でありま

すので、税制、金融などについて、ま

た政府提案の法律案に関連して、非常

に広範な質問の要項があるのでありま

すが、ただいま政務次官がお見えであ

りますので、まず第一に政務次官にお

尋ねします。

政府は税制の根本改正を意図して、

この国会中に法律をもって税制調査会

の制度を作るということをたびたび聞

いておるのでありますが、その税制調

査会なるものの目的あるいは構想とい

うものについて、御説明がいただきたい

です。今までも、いわゆる税制審議会と

か、税制調査会とか、たびたび作られ

てきたが、これと同じようなものであ

れば、これはどうも屋上屋を架するよ

うなもので、意義が少い。今度政府が

根本的な税制改正のための法律に基

く制度を作るとするならば、それだけの

政府の心がまえがなければならぬ、か

ように思いますので、この点をお尋ね

いたしておきたいと思えます。

○山中政府委員 今回の法制化したし

ます委員会の設置は、御指摘の通り、

現在懇談会等でもやって参りました類似

の当面いたしまする税問題等の検討に

局限いたしましたものとわらぬに異にいた

しまして、企業課税のあり方を一方

において根本的に検討いたしますると

ともに、他面においては、シャープ税

制勧告以来の地方税制等の基本的な団

体間の較差等を生じておるいろいろな

問題等も、解決されざるまま、こそく

な当面の手段によって、今日いろいろ

の議論をし、こまかい点に及んでの議

論をしながら、なお根本的な解決がで

きない等の懸案の問題がございまする

ので、この際中央、地方の税制を日本

の経済の規模に合せ、あるいはまた日

本の地方財政を含めた財政のあり方等

について深く掘り下げまして、抜本的

な改正をいたしたい。そのためには、

当面どれを取り上げてやるというよう

な、その問題の結論が出れば、閉店休

業になるといふことが委員会でなく

して、日本の中央、地方の税制体系の

根本的な答申が確立できるように、こ

れに従って期間も一年などという短かいこ

とでなく、あるいは臨時という意味で

なく、三年間くらいを法定をいたしま

して、びっしり研究して結果を出した

というものであります。しかし、三年

もかかって一体だらだら何をやるのだ

という御意見等もありませんので、そこら

はやはり三年というところで、かりに法

定をいたしても、目的等はだらだら

ら流れないような大綱等を示唆いたし

まして、その問題に逐次回答を与える等の方法もあわせとっていった方がよいのじゃないかということを考えております。

○奥村委員 現在ある税制懇談会なるものは、法律に基いていなかったし、また大蔵大臣の諮問機関であつて、内閣としての大きな意味の諮問機関じゃなかった。今度の政府の意図するところは、国税、地方税を通じての、しかも根本的な大改正をやるという非常な意気込みで、しかも三年間程度というような長期にわたつての計画でもって大改正をやるということでありまして、そのお考えは私は賛成であります。しかし、特に私が一言政府に申し上げておきたいことは、最近毎年政府は、税制の根本改正をやる、税制の改正をやるということを言う。しかし、税制というものは、そんなに毎年なぶりものにして変えるべきものじゃない。それは釈迦に説法で、おわかりの通り。そこで、今度ほんとうに法律に基いて調査会を作つておやりになるなら、これは断固として繰り返さぬ改正をやつて、またこの次もたびたびなぶりものにするように税制を変えようということのないように、抜本塞源的におやりになることをお考え願わなければ、毎年税制改正をやるぞやるぞと言つておられたのでは、納税者においても、また政府においても、その新しい税制になれないうちにまた変つてしまふ。たとえば、取引高税を一本ん実施してあくる年やめるとか、そういうことがまた起るのじゃ困ると思う。その点は政府も十分腹をきめておやりなさるべきであつて、これは私の意見として特に聞いておいていただきたいと思

います。従つて、それはどの政府の腹をきめた大改正をなさるのならば、これは大蔵大臣の諮問機関ではないけないで、少くとも内閣総理大臣の諮問機関である、こういうことにはしていかなければならぬと思つております。特に大蔵大臣だけであつて、国税の改正はその答申に基いてできるかも知れぬが、地方税の改正については自治庁との関係がなかなかうまくいかならぬ。従つて、税制調査会の答申が出たら、内閣総理大臣が責任を持つてその答申案をできるだけ実現するという腹がまえでなければいかぬと思つております。そのような腹がまえを法律にはつきり明定なさる御用意があるのかどうか、承わりたい。

○山中政府委員 第一点は意見として伝えるということでございますが、その御意見もつともと思つて私拝聴いたしましたのであります。これは、政府の内部におきましても、あるいはいろいろの改正をいたします過程の折衝におきましても、議論がいろいろあります。それを逃避と申しますか、一応たな上げを策しますために、この次の税制改正の際にかいようなことである。いろいろ妥協いたしますので、結局毎年の年、次の年と税制改正を重ねていくのではないかとというような現象も半面ありますので、やはりこの際は、御趣旨にありましたように、抜本的な方針というものを税制において立てていくということの基本にしてやらなければならぬと思つております。

また、第二の点の御質問についてであります。もちろん、おっしゃる通りに、内閣において設けられます強力なる諮問機関ということになるわけであり

あります。その結果については、当然抜本改正にふさわしい勇断をもってなされなければならぬと思つております。ただ、期限が非常に長うございませうので、私はもちろんのこと、今の総理、大蔵大臣を始め、その責任者としてあるかどうか、そのときにはわからないわけでありませうが、しかし、これは、私どもの党としても、また国会として、当然、税制の改正については、今おっしゃつたような基本的な決意を貫いていくためにも、それを前提として委員会が設置されなければならぬと考えております。

○奥村委員 なお、政務次官にお尋ねいたしますが、ただいまの御答弁によつて、政府は、今回の税制調査会の構想は、非常な決意を持つて税制改正をやるということでお作りになるの

で、御趣旨は私は非常に賛成であります。それならば、重ねてお尋ねいたしますが、税制改正の案、これは税制調査会自体が作るものか、政府が税制改正の基本的な案を作つてこれを調査会の審議にかけるか、このやり方が二つある。従来は、政府が案を作らずに、懇談会なり臨時税制審議会なりの審議にまかした。その裏面においては、政府は審議の資料など政府の意図するものを出しておられますけれども、しかし、あくまでも表面は審議会の自発的な総意にまかせる、こういうことである。私は、今度の政府の非常な決意からいたしますならば、今度は、そういうやり方じゃなしに、政府みずから税制の根本改正の案を立案し、これを税制調査会に提出し、そして調査会の審議にゆだねる、こうあるべきであると思つております。と申しますのは、調査

会の委員は学識経験者その他各界各層の代表者が出るでしょうが、税制全般の専門的研究とか、継続した研究ということをやつておられる人は、ごく微々たるものであります。そういう方々が、失礼ではあります。間々思いつきの発言をなさつておる。それだけでは根本改正の一貫したものができない。政府は、五万の税務職員を使つて、少くとも国税徴収また地方税徴収の仕事を行い、しかも、国家財政を担当する政府の責任官庁が、いろいろな明細な資料も持つておられるのですから、その資料に基き、しかも税制改正の仕事は常時やつておる主税局などが中心になつて、まず税制改正の根本案をお立てになり、これを調査会に提出なさるべきである。また、その根本案が一つではまともでないというなら、二つなり三つなりお作りになつてもいいが、少くとも政府が立案して調査会に提出する、こういう形でなければ一貫した体系的な根本改正はできない。かように思ふのであります。政府はこの点についてはどうお考えでありますか。

○山中政府委員 これは先ほどもお答え申し上げました中に少し触れたのであります。ただいままで行われてきました一つのあり方として、おっしゃいましたように、あなたの方で当面の問題について自由の一つ答えを出してほしいというやり方も確かにあります。しかし、これが期限で二年ないし三年というような長期のものになりますれば、外見から見たら調査を続けていくという一方にもなりかねない。そういう声も一方にある。従つて、申されましたように、政府において適時適切な諮問

案等を作成して、できますならあるいはポイント等をお示しして、その方向に進めてもらうなり、いづれにしてもこれが次々に成果を生んで参りますように今研究中でありまして、御指摘のような点は十分研究して、その中の運営に盛り込んでいきたいと思つております。

○奥村委員 大体私の申し上げたことを御了承いただいた模様であります。そこで、それならば、政府は、税制改正をするためにこの調査会を作るのですから、政府みずから税制のどの点をどのように改正しようという、大づかみな目標はお持ちでなければならぬ。それからいたしますと、ただいまの政務次官の御答弁では、まず企業課税のあり方を改正したいということでありませう。これは私も大賛成です。私に言わすならば、調査会を作ります。そして慎重審議して企業課税を改正するといへば、いかに急いでもこの実施は来年の四月からです。それじゃ、今日のいわゆる企業の体質改善の対策としては、非常に時期的にもおくれる。従つて、私は、常々この点については、今度の税制改正に暫定的にでも、ある程度の方向を盛り込まなければならぬということを主張しておつたのですが、間に合わなかつたことはまことに遺憾であります。しかし、企業課税を一つ根本的に取り上げてやろうという政府の決意が示されたのでありますから、けつこうですが、そのほかにもどのような改正を意図しておられるか。きょう今すぐ御答弁をいただくのは無理かもしれませぬが、しかし、税制関係の諸法案をすでに御提案なさつた以上は、これに関連して将来の税制改正の政府としての意図する方向をお示しいただ

だ

ければ、まことにけつこうと存じま

す。
○山中政府委員 個別に、どの点をどういう案をもってこの発足するであろう委員会に諮問するつもりだというふうなものは、率直に申し上げて省内でまだまとめておりませんが、予算編成の過程、その他の議論におきまして懸案となっておいて、なおかつここには解決できないもの等もありますし、また、先ほども触れましたが、地方税等におきまして、抜本的な検討、改正を加えるのでなければ、今日の地方税あるいは地方財政の根本問題というものの解決は、こそなる当面を糊塗する手段ではとうていできないという結論を得ておりますので、それらの問題の広範なものも含めまして、諮問を進めて参るつもりであります。なお、どういふものをどういふ考えを持って進めていくかということについては、目下のところ研究中というふうにか申し上げられないのでございます。

○興村委員 それでは、国税庁長官に、主としてことしの予算の中の租税収入見積りに関連して、最近の所得税、法人税などの更正決定等の事情を承わりたいと存する次第であります。

まずお尋ねしたい一番の眼目は、昭和三十三年の現在の会計年度における税の収入は、だんだん自然増収が減少してきている。とりわけ法人税の収入が激減しておるので、ことしはどうか手一ぱいにいくらしいが、昭和三十四年度の予算、税収見積りに、法人税の税収見積り三千三百九十三億は、これは過大ではなからうか。いわゆる企業のなべ底景気を反映しまして、法人税の昭和三十三年度三千三百九十三億の見積

りが果して達成できるかということ、私は、この大蔵委員会で取り上げ、よほど検討しなければならぬと思うのであります。と申しますのは、あまり見積りを多く見ておきますと、どうしても徴収の実施面において苛斂誅求になりやすいから、果してこの見積りが妥当かどうか。これは、ひっくり返していえば、苛斂誅求にならぬかというところになってくるわけであり、このことについてお尋ねをいたしたいと思っております。

そこで、一体どうですか、法人税の見積りの三千三百九十三億、これは主税局が主として立案したのでしようが、実施面の国税庁長官として、ことしの実績から見て、特に収入見込額が十二月末でも予算の七一%しか入っておらぬのです。この上相当の自然増収を見込んだことしの予算が、無理なく実施面において徴収がきめるか、この見通しを承わりたいと思っております。

○北島政府委員 法人税の収入の見積りは私も非常に苦心したところでございまして、と申しますのは、ただいまお話がありましたように、昭和三十三年度、本年度でございまして、本年度三千三百一十一億円の予算を見込んでおられますが、これが実行に当りまして、意外に不況の打撃が大きいのでございまして、この三千三百一十一億円に対しては、ただいまのところおそらく二百億前後の減収になるのじゃなからうかと思っております。これはいろいろの見方はあります。百五、六十億と見、あるいは二百億をちょっとオーバーするといふ見方もありますが、とにかく二百億前後の減収になる。そこで三十四年度の見積りに当りましては、その法人税

の状況をよく見て慎重に検討したのでありまして、主税局とも諸般の見積り、経済情勢等を検討し、それから税務の執行状況を見まして、昭和三十四年度の見積りについては、この程度であれば大体大丈夫であろう、こういうところで見積りがされたわけでございます。三十四年度の三千四百億円という数字は、私は達成できるのではないかと、こう思っております。

○興村委員 実は、昨年末、主税局の見込みでは、年度末で法人税は昭和三十三年度予算に対してまだ百億くらい増収になるといふふうな楽観的な見方、少くともとんままでにはいなく、このようにお尋ねをいたした。そこで、私も安心して、この昭和三十三年度の予算が組める、こう思っておったが、長官のお見込みでは二百億ほど赤字が出る。そうすると、今度はそれを受けて、昭和三十三年度の予算の三千三百九十三億の見積りは過大であると思ふが、これは過大であります。と、長官も言えと言ったって、今ここのおっしゃるわけにも参りません。おそらく水かけ論になると思ひます。お尋ねしてみたい。

この三千三百九十三億の見積りの中の更正決定増差分、最近における更正決定の実績等を勘案して、更正決定増差分見込額三百七十億円と見積っておられるが、これだけ出されるのですか。これは無理にしほり取るような峻厳なことをおやりになれば出るかもしませんが、大体三十二年の実績あるいは三十三年の実績見込み、これは更正決定でどのくらい出ているのですか。それと比較してお聞きいたしました

いと思ひます。
○北島政府委員 まず最初に、去年の暮れに主税局に聞いたら、約百億くらい黒になるのではないかと、こういう話があった。お前は法人税が二百億くらい減収になると言うが、こういう食い違いがあるのではないかと、こういう話があると思ひますが、それはおそらく租税全体についての主税局の説明ではないかと思ひます。(興村委員)そんな甘い聞き方はしていません。私、その席に出ておりませんから、よくわかりませんが、少くとも昨年の暮れに法人税において増収になるといふような見込みは、私も主税局におきましても、国税庁におきましても、三十三年度におきましては立てておりません。やはり両者の意見も、三十三年度においては法人税は二百億前後、前になるか後になるかはわかりませんが、その程度減収になるのは免れないであろう、こう見ておいたのであります。が、おそらく、主税局も、租税収入全体についての見込みのお答えについて、全体として歳入は確保できる、こういう趣旨のお話ではなかったかと私は想像しておるのであります。

それから、来年度の法人税の見積りにつきましては、先ほど申しましたような事情で非常にむずかしいのでございまして、経済情勢も、どうやら、昨年の秋を境にいたしました。大体上向きになってきておりました。今年三月までの法人の決算は、おそらく、前期に比べまして、所得において数パーセントの増加があるのではなからうかと一応見込まれます。これをものとしまして、三十四年度における経済情勢、回復するような状況を考えますと、この程度の租税収入、ことに法人税の収入につきましては確保できると私ども考えておるわけでございます。

更正決定についてこれだけ見込んでおるが、お前はびしびし過酷な税金を取るのではないかと、こういうお尋ねのように受け取りましたが、私どもは決して無理な更正決定をいたすつもりはございません。よく、減税すると、そのかわりに実行面でもって減収を補うのではないかと、こういう御趣旨の御質問が納税者の方からありますが、それは全くの誤解でありまして、私どもはいたしましては、税法に即して、経済の実情、納税者の実情に即して適切に課税をする、こういう方針に変わりはないわけでございます。来年度も特に過酷な更正決定をいたしまして法人税の収入を確保する、こういうふうな気持は毛頭持っておりません。

○興村委員 経済の見通しを勘案してこのくらい取れるということは、ちゃんと予算書に出ておるのだから、そういう点は予算書を見ればおきまますから御答弁は要りません。それよりも、私のお尋ねしたのは、予算書の中身をお尋ねした方が議論はつきりしていい、こういうので申し上げるのですが、更正決定の増差分の三百七十億というの、これは私は多過ぎると思ひるので、三百七十億を見込んだ根拠をお尋ねしたい。それには、おとしの実績はどうか、あるいはことしの三月、年度末までの実績見込みはどうか、それと比較してみるのが、私は一番手っ取り早いと思ひます。その点をお尋ねしておるのです。

○北島政府委員 数字につきまして

は、直税部長または調査査察部長から詳細に御説明いたします。

○金子説明員 新年度の更正増差分の計算は、これは一昨年度の実績を基礎にいたしまして、その後の経済の伸びを加味してやっております関係で、結局国民所得なり鉱工業生産の伸びで伸ばしたということになるかと思ひます。最近までの実績を申し上げますと、三十三年に、これは四月から十一月まででありますが、約二百五十億ばかりの増差額が出ております。

○奥村委員 この二百五十億の更正決定は、調査査察で決定した分と、それから調査課所管ないし税務署で更正決定した分との内訳をお聞きしたい。

○金子説明員 調査課の所管分について申しますと約七十八億でございます。それから税務署の所管分が約百六十七億、こういうことになっております。

○奥村委員 そこで、更正決定のやり方につきまして、近ごろ、非常に乱雑なと申しますか、不親切なと申しますか、更正決定にはいろいろ非難があるので、この際お尋ねしておきたいのです。あまり過大な見積りをなさっておりますと、どうしてもやはりそういうことになりがちになるから、特にお尋ねするのですが、所得税及び法人税関係で、最近の更正決定の実績、たとえば納税人員に対して、当初の申告に対して何パーセントの更正決定をやったか。あるいは課税所得に対して何パーセントの更正決定をやったか。巷間には八割近くも更正決定をやっておりますことを聞くのです。そんなこともあるまいと思ひますが、更正決定の最近の実績をお尋ねしておきたいと思ひ

ます。

○金子説明員 所得税について申しますと、今のお話のように、六割、七割という更正決定をするという時代が、戦後の昭和二十三、四年にはございました。しかし、最近におきましては非常に少なくなっております。納税者の総数の四割足らずが更正決定の数でございます。法人の方につきましては、全法人について申しますと三割前後じゃないかというふうに考えております。

○奥村委員 今のは人員の比率でしよう。

○金子説明員 そうです。

○奥村委員 所得額あるいは税額の更正決定の実績を……

○金子説明員 税額の方の数字を、ちょっとただいま手元に持っておりますので、後ほど先生に御連絡申し上げます。

○奥村委員 今お話しのように、四月から十一月までの実績が二百五十億と申すのでありますから、それから割り出して比率が出てきておらなければならぬはずですが、それじゃまた後ほど御答弁をいただきます。今の御答弁によりまして、所得税よりも法人税の更正決定が非常に強い。これはあらゆる面に出ておるよう思うのです。たとえば、交際費の損金否認などというものは軒並みにやっておりますので、特に中小企業者じゃ大恐慌を来たしておるのです。そういう点あまり無理の起らぬように、この委員会で少し検討していかねければならぬ。今日は、冒頭質問でありますから、あまりこまかいところまで立ち入る時間はないのであります。しかし、交際費の特例規定など法律改正しなければならぬから、なお

この際に特にお聞きをしておきたい。交際費の損金否認によってどのくらい更正決定をやっておられるか、承わりたいと思ひます。

○金子説明員 先生の今の御質問にお答へする資料を、実は税務署統計上とっておりません。金額的にこういうことでこれだけの更正増差の税額が出たという数字は、ちょっと全般的にかみかぬ状況でございます。調査課所管の方で、総額で税額が幾ら出るか、あるいは税務署の所管の方で幾らふえたという数字は常時とっておりませんが、何分にも仕事は非常に厄介になつておりますので、極力統計を作る手数を省こうというわけで、こまかい数字をとっておりませんので、御承知いただきたいと思ひます。

○奥村委員 これはごく近々租税特別措置法の改正法律案が政府から提案されるので、そうなれば、当然、その法律改正によってどのくらいの減収を見込むか、増収を見込むか、ということが、この委員会が審議されるのですから、そういう資料は、あらかじめ御用意を願っておきたいのです。そこで、今の御答弁によると、交際費の損金否認による更正決定の増収額は、国税庁にはその資料はないというふうな御答弁ですが、これはさうですか。そういうことはなからうと思ひます。

更正決定としての金額はわからぬ。それじゃせめて、損金否認の更正決定でなしに、自主的な申告も含めた交際費損金否認の増収額総額は幾らか、このくらいはわからなければ審議ができません。主税局から資料は出ておる。何か間違ひじゃありませんか。その資料は当然出してもらわなければならぬが、ちょっとお尋ねしておきます。

○金子説明員 十何万の法人でございますので、一々それを集計したものはございせんが、大体の連観で一つ数字を出せということでございまして、早急に整えたいと思ひます。

○奥村委員 先般主税局の方での資料を見たところが、最近三カ年のうちには、損金否認での増収額は逐年非常に激増しておるのです。所得の増でもっとおとしが七十二億ですか、去年は百四十億ふえておる。そういう資料は主税局の方にあるはずですが、それは国税庁から出ておるはずですが、後ほど一つ資料を整えておいていただきたいのですが、さて、こういうことの更正決定のやり方が特に中小企業にひど過ぎるといふ声をわれわれは聞くので、この更正決定のやり方について、これからお尋ねをしておきたいと思ひます。これは、現に今法人税法の改正案で、政府の更正決定でなしに、納税者からの更正請求という規定を新たにつけようということに関連してのお尋ねをさせていただきます。きょうの質疑で尋ねなければ、また追って次の機会に質疑を続行したいと思ひます。

そこで、一般的に更正決定をした場合に、納税者に対してその更正決定の根拠となる事情をあまり親切に税務職員が話をしない。特に突っ込んで聞けたというふうなことで、非常に不親切な説明でもって更正決定をやっております。これはおそらく庁内でも問題になっておることと思ひます。それが、世間でもそういうわさをずいぶん聞くのであります。

〔委員長退席、内田委員長代理着席〕

これは長官としてもぜひ改めていただかなければならぬのですが、これに對してどうお考えになっておられるか。

○北島政府委員 更正決定をする場合におきまして、何らの根拠なしにふっかけるということは、私どもも税務行政としては非常にマイナスなことでありまして、私どももそういうことは避けるべきであるという根本方針を堅持いたしております。ただ、ただいまお話しの方でございましてと五十数万あります、そのうち四割は赤字申告なるとございまして。実際にいって法人の四割が赤字ということとは、私ども常識としてはあり得ないわけでありまして。調査に当りまして、やはり実情をつかむために、納税者の方々と相当折衝はあつたわけですから。その際に、他の納税者の状況等から見て、やはりこの程度はどの程度ありやうかという場合が相当あるものであります。税務署で更正決定する場合におきまして、単にむちゃくちゃにふっかけてやるということじゃなく、私は思っております。また何ら根拠なしにむちゃくちゃにやるということとは、私どもも戒めておるわけでありまして。

ただ、具体的に、たとえば青色申告者になりますと、ことに法律でもって更正の理由を付記しなければならぬというところになっておりますが、その付記の仕方が今まで簡単過ぎたというところは、私どもやはり率直に認めなきやならぬと思ひます。それで、更正決定する場合におきまして、でき

るだけ納税者に納得させる、ことに青色申告者については、法律に従ってできるだけ理由がわかりやすく納得できるように書かなきゃならぬ、こういうように考えておるわけでありませう。

○内田委員長代理 奥村君に申し上げますが、質疑者が他にございますので、きょうは冒頭でありますから、なるべく簡単に、次の質疑者に適当の時間に譲りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○奥村委員 委員長の御指示もありませんから、それでは、私は、今後当委員会でも取り上げ、また当委員会で時間がなれば税の執行に関する小委員会でも取り上げる問題点を申し上げて、国税庁なり、また大蔵当局で資料等をあらかじめ用意を願っておきたい、こういうことにはいたしたいと思っております。

それでは、今の更正決定について、これは具体的に申し上げてお伺いいたします。この青色申告によるところの申告者に対しての更正決定は、その青色申告の許可を受けた帳簿等に基いて、具体的に間違っておるといふことを説明して更正決定をしないやならぬといふことは、これは法律に明定してある。ところが、これをもしもしていないといふことで、納税者から非常なお小言が出て、しかもそれを国税局も税務署も再調査もしない。再審査もしない。遂に納税者が腹を立てて裁判所に訴えて、しかも、その裁判所の審査の結果、大蔵省側のやり方が法律違反であるという判決がおりたといふこと、これはきょうの日本経済新聞の中小企業欄に出ておる。実は私はこれを見て驚いたです。それは間々大勢の方のことですからあるかもしれませぬ。しか

し、少くとも異議が出て再調査を申し出た場合に、それをねつつける。しかも再審査をして局長のところを持っていったら、またはねつつける。そうして裁判所を持っていったときに、大蔵省のやったことはまずかったといふので、負けた。こういうことを見ると、ほかにもずいぶんあると思われる。私は、これはゆゆしい問題であると思っております。その判決の事情あるいは納税者の事情、あるいは役所側の言い分をよく聞いて、この次の委員会に臨んでもらいたい。これは一つ委員会で大いに働きゅうを据えたいと思っております。

それから、青色申告ですらそういうことをやりますから、白色申告においては実はもっとひどいがある。これは私最近聞いたことですが、この近くですよ。税務職員が調査に来た。四、五回来たそうですが、この四、五回来たというのは、税務署に対しては四、五回出張した届けがしてある。ところが納税者のところには一べんしか来ていない。しかも、一時間ほど来てたばこをふかし、帳簿をほとんど見ていない。法人だから帳簿をちゃんとそろえて出しているのに、見ない。そうして更正決定をやってきた。尋ねにいきますと、あの帳簿はともわからぬから、税務署の見込みでかけたといふことを言っておる。それでは何のためにあなたは帳簿を要求したのですか。帳簿を備えつづける義務を持たせておる。そしてまた調べに来たのです。それを見もせずに見込みでかけた、そういうことが間々ある。これは、私の言わんとするところは、こういうやり方をす

るといふことは、税務職員全体に所得調査の能力が低下しておるのではないかと。それだから、まあ上から言われた調査はしなければならぬ。帳簿は十分わからぬ。まあいかげんにふっかけおけといふふうなルーズなやり方を、一部の税務職員がやっておるのじゃないか。そういうふうな税務職員の監督、指導を国税庁長官がやっておられるとするならば、これはゆゆしい問題である。これは去年の二月にも長官に懇々と私は申し上げておいたのだが、どうもこれが改まっておりませんから、これは、もっと具体的な例を取り上げて、ちくちく申し上げていきたいと思います。

その他、法人及び個人の所得税、法人税の更正決定のやり方について、法律の実施面においてお尋ねしたいことがあります。他の委員諸君の質問要求がありますから、私は今日はこれをもって打ち切ります。

○内田委員長代理 ただいま奥村君より御発言の事項に關しましては、委員長において、小委員長とも協議の上、税制並びに税の執行に関する小委員会において、政府側の丁寧なる答弁を求めるところに処理したいと思っております。御了承願いたいと思っております。

松尾トシ子君。

○松尾委員 きょうの委員会は初日でもありますし、それに委員長のお取扱いも大へん丁寧のようですから、少しだけやらせていただきます。(笑)

すでに当委員会にはずいぶんたくさん法律案が出ておるのですが、その一つ一つは他の日に譲ることにして、きょうは、今回出されて審議されつつあるところの子算に対する一般的なもの

のをちょっと政務次官にお尋ねをしたいと思っております。

今度の予算というのは、公約の実現とか、あるいは経済基盤の強化、これはもとよりのことでございますけれども、そのほかには、いわゆる健全財政の堅持と通貨並びに国際収支の強調と

いいますか、こういうものをかりつつやられたと言われておりますけれども、今度見てみると、一般会計はいわゆる健全財政を貫いて、そのかわり経済刺激になるような点は財政投融資によって大へんふやしておる、こういう格好なんです。しかも、加えて民間資金の活用さえも旺盛にするようになっておるのですが、これをおきめになったときと、前臨時国会あたりの経済見通しと、だいぶ変わっているようですね。この変わった事情、あるいは今後の見通しについて、一つお尋ねをいたしたいと思っております。

○山中政府委員 今一般会計の健全性の堅持を比較的貫きながら、財政投融資では民間資金の大幅な活用を中心にして相当な増額をしておるが、そのらの感觸はどうだという御質問でございます。先ほど北島長官が法人税の問題で述べましたように、政府といたしましての統一的な経済情勢の見通しが、御指摘の昨年の時期に比べて、ほぼ好調の方向に進みつつあるけれども、なお現在の予算の規模並びにその内容、財政投融資の規模と内容程度の刺激は与えても、一般にいわれているような過熱云々の行き過ぎはないのではなからうかという一応の判断に立って当りましては、一般会計はもちろんでありますが、ことに財政投融資の面に

おきまして、上半期の運用の仕方いかんによりましては、懸念されているような事情が、あるいは下半期の初めころ、あるいは下半期に入ってからでも生ずるおそれなきにしもあらずでございますので、そこらの点は、大臣を初め、関係者一同、運用に慎重を期して参りたい、こういう考えでおります。

○松尾委員 お答えによりまして、だいぶ好調になりつつあるといいますが、私の考えでは、五千二百億に上るというふうな財政投融資の必要があるかどうかと、非常に疑っているんです。また、この財政投融資の使い方ですが、基幹産業に重点的に使っておりますと、結局民間の産業もこれに右へならえて相当旺盛になって、あなたの言う下半期に過熱論が招来したてこないといふことも、ちょっと疑問しいと思っております。今申しましたように、好調であるならばこのままにしていただいて、むしろインフレ要因にもなりはしないかと思われるような大幅な財政投融資を計画する必要はないのではな

かと思っております。この点一つ。

○山中政府委員 財政投融資の内容については、個々の問題についてまた具体的な御質問等も今後展開されると思っておりますが、財政投融資の運用に当たって、その必要はないのではないかと、あるいは刺激を与えないでおいた方がい

いんではないかという御議論も、もちろん私は存在し得ると思っております。しかし、私どもとして今回の一般会計と財政投融資の規模を採用するに当りましては、大體経済の見通しと、俗称なべ底といわれておりますものが上向きつつある現状で、これにさらに刺激を

与えていい限界、あるいは経済評論家

五

五

五

五

五

五

五

あたりはこの程度が一ぱいのものであらうというような表現等で評しておられるようでありますが、私どもも大体その限界を一心見定めてやったつもりであります。なお、財政投融資の内部資金の重点的活用の方について、これはまたいろいろ御議論のあるところでありましょう。しかし、今後東南アジア諸国との経済協力が重要なポイントになっておりますので、その面から輸出入銀行や開銀等の融資も大幅にふやし、反面また、それで国内の中小企業が置き去りにされた感じになつてはならないという配慮も十分いたしまして、国内の中小企業等の分野におきます増額ももちろんであります。四月一日から中小、国民、商工公庫等に対して利下げを三厘程度行いまして、中小金融に資する等の配慮もいたしておるつもりであります。

○松尾委員 お説はわかりますけれども、実際に財政投融資を実施する場合には、大体上半期から出しても、その効果を上げるのは下半期になっていくのが通例だと思つてます。そうして、この出し方が、四月からずつと気をつけて有効に出していただかないと、あなたの言うような下半期の過熱論が成り立たないという結果にはならぬと思つてます。この点も相当に注意を払っておられるかどうか、御意見を伺います。

○山中政府委員 公共事業等につきましては、昨年繰り上げ使用等いたしました。一部に第四、四半期における空白状態等に対する心配等もございましたので、予算の運用に当りましては、米年度の予算につきましても、公共事業等は、第一、四半期の、しかも初めの

方で空白を生ぜざるようになつた方がよいと思つております。災害復旧等も十分そのような配慮をいたしまして、実際においてプランクの生じないように、また何の配慮も行わない機械的な四半期の配分によりまして、ただいま御指摘になりましたような心配が下半期に生ぜざるよう、運用面の配慮を、繰り上げその他において実際上いたして参るつもりでございます。

○松尾委員 これは何と申ししても実行面が一番問題になるのですが、少々ばかりでなく、かなりの刺激予算だといふことは事実だと思つてます。何かの雑誌でちょっと拝見したのでありますが、佐藤大蔵大臣が、下期に入つてから非常に過熱するような場合には、経済的にも金融的にもチェックする方法もあるというようにおっしゃっていました。さつきお話しのように、基幹産業なんかはどんどんと財政資金が流れていく——どんどんというよりも、むしろ上手に流れていったと仮定して、民間産業が旺盛になるときに、自由経済のもとでこれをチェックするというのは、どういう方法があるか。佐藤さんはそう話しておつたのですが、一つこの点について大臣にかつて御答弁をいただいたらどうかと思つてます。

○山中政府委員 大臣が果して本年の下期まで留任いたしますかどうか、そこらの点が基本的な問題でございます。しかしながら、大蔵大臣といつたしましては、佐藤さんが引き続きおやりになるにいたしました。あるいは後任の方が引き継がれるにいたしま

しても、ただいま申し上げましたような運用の点について十分配慮しなければいけないと思つてます。しかしながら、そのチェックしていくというところは、どういふことを意味しておつてゐるのか、私にはちょっと……。かりに大臣がおつしやつたとしても、その真意は私自身わからないのであります。あるいは金利を云々するとかなんとかいふことに関連してお話かと思つておられます。目下のこと、私どもとしては、自分たちがやりました一般会計予算並びに財政投融資の運用に当りて、他の面のチェックといふことを裏づけに考えて運用しようといふことは考えておらないのであります。その点は、大蔵大臣本人が参られましてから、下半期までの留任の可能性とともに御質問を願ひたいと思つてます。

○松尾委員 政務次官のおっしゃることはよくわかるのです。公定歩合の引き下げという問題も多分そうでしょうけれども、金融制度に対していろいろ準備をしていらいらっしゃるのではないかとおもうのです。結局のところ、準備金制度の法的確立とか、そういうふうなことをおそらく想定しておるのだらうと思つてますが、あなたの御答弁によつてこの辺でとめておきます。もしできますればあなたの御意見も聞きたいのであります。そういうことだらうと、まあ私は推察しております。

もう一つお尋ねしたいのですが、きょうは初めてですから簡単にいたします。実はこのごろの政府のつていふ経済政策が、非常に女の私なんかから見ると、あいまいだと思つてます。世間の一般の経済の流れそのものもネコの

目のように変わつてゐるし、それからまた、政権をとつてゐる与党内でも、経済政策とか見通しについてはいろいろ意見があつて、必ずしも統一してない。そればかりでなく、一般の経済評論家でもいろいろ意見があるのが当然だといふば当然ですけれども、相当あるのです。ところが、年々、その年ごととに予算を作つていく場合の経済の見通しにしても、政策にしても、何か一つのあいまいなところ、しよつちゅうひよろひよろと変わつておられる様子なんです。基本的に筋が通つておられる筋金がない。要するに経済政策のいかんによつては国民生活がしよつちゅうゆるゆるのです。こういう点をこれから大いに肝に銘じてやつていただかなければなりませんし、今度法律が出たので、今審議しておりますけれども、実行面には実に注意深くやつてもらわなければならぬと思つてます。経済政策そのものといふのは、政治家が審議の過程にあつて自分の成績を上げるとか、そういうものであつてはならない。むしろ国民生活の向上といふところに重点を置いてやつていただかないと、経済の流れが、外国の流れがこうなつたからそつちへ飛んでいく、今度はこうなつたといふふうですから、神武景気が来たり、神武不景気が来たり、こういう形になつてくるのだと思つてます。その場合いづれしよ寄せになるのは弱い国民の生活並びに中小企業だと思つてますが、こういう点も大いに一つ留意していただきたい。ちよつと物価の問題でお尋ねしたいと思つてます。政務次官は、一部の物価が少々くらい上つても、国民生活には大して影響がないと思つていただけるかどうか、そ

の意見を一つ。

○山中政府委員 私はそういうことは考へべきでないと思つております。物価といふものは、現在の経済情勢下においては、政府としても、また党としても、基本的には長年物価を押える、政府の規制できるものは押えるという方針をとつて参りましたが、昨年からの方針のアンバランスを是正するというところで、主として運輸関係において値上げ等が一部なされております。これについては私自身の見解はまた別にございまして、しかし政府としてはあの程度は差しつかえないと思つてやつてゐることだと思つてます。しかし、先ほどの前段の経済見通しについてでございますが、昨年非常に神武景気等の言葉で大ゆれをいたしました経験からかんがひまして、ことしの経済の成長見通しにつきましては、事前に十分に経済企画庁を中心官庁といたしまして、五・五%の伸びが不安はないか、あるいは神武景気ならずとも、仁徳景気なんかの騒ぎを起しては困るじやないかと、党の構想は十分議論をじやつたのであります。しかし、秋には山が紅葉するといふほどの正確な経済の見通しは、名企画庁長官世耕弘一大臣でも、これはおそらく困難だらうと思つてますので、基本方針は慎重にこれを樹立し、その運用面においては、なるべくゆれが大きくならないように、できるだけ操作をしていくというの心がけであらうと考えております。

○松尾委員 何か久しく低物価政策をおつしやつておりましたけれども、今度は政府は低物価政策はおやめたのかしら、むしろ、私から見ますと、私鉄運賃の値上げなんかも、かな

り政治的に動かす端緒になつてゐるんじゃないか、こういうふうな思われるのです。何か、聞くところによると、他の物価も上げてもらいたいような、上げるような形勢があるというので、上げられども、これからどういうようなことが発生してゐるのでしょうか。たとえば、ラジオの聴取料も上りましたし、それから物品税も上るといふことですから、こうしたようなことを勘案して、ことしの物価はどのくらい標準を置くかということをついでにお聞きしたいわけでありませう。

〔内田委員長代理退席、委員長着席〕

○山中政府委員 非常にむづかしい御質問だと思いますが、私どもの党が低物価政策を要するといふことは今のところ考へておりませぬし、政府におきましても、低物価政策は放棄したんだといふようなことはもちろんいたしておりませぬ。政治的に考へましても、地方選挙あるいは参議院の半数改選等の直前にありまして、少くとも関係官庁の総合的な判断に立脚するといつたとしても、物価を上げること等については、よほどの理由がなければこれは踏み切れるものではないのでありませぬ。そこらの点もわれわれは十分考へておるわけでありませぬけれども、今後私どもが物価についてどういふもの上げるかとか、あるいはどういふものが上りそうかということについては、われわれは今日までの低物価政策の堅持という方針ののちとつていくといふことしか申し上げられないと思ひます。

○松尾委員 そうしますと、一部の物価をいじりましても、全般的な物価に

は大した影響がない、こういうふうに見て差しつかえないのですか。

○山中政府委員 影響はないといふことは言えないと思ひます。公共あるいは準公共あるいは生活の必需物資、そういうもの等が値上りいたしますれば、個人の家庭費にその反響が起るのことは当然でございまして、値上げをした以上は国民生活に影響ありと私ども思つております。

○松尾委員 今度はちよつとぼやけた質問になるのですけれども、昭和三十四年度の国民生活はどのくらい向上するかということについてお話し願ひたい。三十四年度の予算を実施しました結果、相当生産も拡大するし、国民消費も拡大されるというふうになされておりますけれども、物価が上つてくる、しかし国民生活の実質は現状維持であるのか、それとももつと上るのか、こういうことですか。

○山中政府委員 今一部の物価を上げたことによるはね返りが、国民生活が今後上昇するとすれば、その中にどのくらいに分野を占めるか、あるいは国民生活は三十三年度に比べてどの程度のレベルを維持できるのかという御質問でございませぬが、具体的な数字を私に必要ならばこの次の機会に私答弁をいたしたいと思ひます。

○松尾委員 もう一つ、佐藤大蔵大臣の財政演説の中に体質改善といふことがしばしばうたわれておりました。この点について詳しいことをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○山中政府委員 体質の改善という表現が、前の経済企画庁長官の三木武夫氏あたりから出まして、その後、その

問題について、体質改善とは何かという議論が今日まだな行われておるわけでありませぬ。しかし、日本経済が海外景気の変動等によつてゆれが他国に比べて非常に大きい、いわゆる底が浅い、あるいはまた日本経済の構成が非常に脆弱な面を持つておる等のことが指摘されて、これらの体質改善が論議されておることであると私は思つております。それらの体質改善とは何を意味するかということにつきまして、これが体質の改善だといふ意味の、佐藤大臣がどういふ意味で表現をされたかという点については、私は現在のところ答弁の資料を持っておりませぬ。

○松尾委員 これは、おそらく、資本の構成とか、あるいは政府側においても税制、財政の支出、こういう点においても影響が甚大だと思ひますので、私も今後少し研究をいたして、足らざるところを政府からも説明を仰ぎたい、こう思つております。

どうもきょうはあまり低調な委員会ですから、この程度にいたします。

○内田委員 資料要求をいたしますが、とりあえず三つの資料をお願いいたしますのであります。

その一つは、税制改正の大綱という資料が出ておりますが、これはもつぱら国税だけでありませぬ。今回の税制改正は地方税とあわせて考へる必要がありませぬので、地方税の改正案の大綱につきまして、自治庁とも御相談の上、国税の方と同様の資料をお願いいたします。

すので、経済基盤強化資金二百二十億三千万円及び昨年度法人の基金として出資をいたしました二百十五億と合せまして、四百三十六億円の歳出充當の内訳につきまして資料を出していただきたいと思ひます。

それから、第三は、三十四年度に国税、地方税を通じて減税が行われるのであります。政府から出して参つております予算の説明を見ましても、三十四年度は、国民所得に比べまして租税負担の割合は、減税にもかかわらず、かえつて上つてゐるという数字が出ております。そこで、昭和二十五年以降の各年度において国民所得と租税収入とのパーセンテージの推移を示した表、これは一部予算の説明に載つておりますが、それと備考欄に各年度における——ずつと減税をやつてきておりますので、減税金額並びに主たる減税の内容を示して、これだけ減税をしたから国民所得に対して税収の割合はこ

う減つてゐるとか、あるいは減税したにもかかわらず、国民所得に対する租税の負担率はかえつて上つておる。つまり今年と来年に對するような、そういうような数字を示すに足る資料を、そう複雑なものでもありませんから、お出しを願ひたい。それはかなり問題を含みますので、それに対する答弁もあらかじめ御用意を願ひたいと思ひます。

ことに、第二の経済基盤強化資金につきましては、今回二百二十一億三千万円を取りくずしまして、これを産業投資とか道路、港湾、災害、科学技術の振興などに使ひたいと思ひます。これになつておりますが、これは、昨年

から今年に移りまして経済情勢が違つ

てきたから、経済基盤強化資金を積んでおく必要がないといふことで、有効購買力として放出するわけでありませぬ。しからば、昨年度の予算におきまして、農林漁業金融公庫、あるいは中小企業信用保証公庫などに基金として出資したその分も、これをブロックしておく必要がないので、たとえば中小企業信用保証公庫の基金として政府が出資した六十五億は、中小企業金融公庫をして資金運用部にだけ低金利で預託させておかないで、そういうブロックの方法をとらないで、中小企業金融の円滑化のために、たとえば信用保証協会に貸し出すとか、あるいは商工中金に貸し出すとか、そういう方法をとらないと平仄が合わないと思ひますので、その点に關して私は質問の資料としますから、そのことを頭に含んでおいて資料の作成をお願いしたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 もう一つ国税局にお願ひしたいのですが、地方国税局の協議団本部でいろいろ解決した事例の顯著なものだけがいいですから、その事例を参考にもらいたいと思ひます。お願いいたします。

○早川委員 ただいまの内田委員、佐藤委員よりの資料要求については、政府において適当な機会に提出されんことを望みます。

本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時三十分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

昭和三十四年二月七日印刷

昭和三十四年二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局